

○ 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年九月財務省告示第二号）
経済産業省

改正案	現行
目次 第一章～第六章（略） 第七章 <u>マーケット・リスク</u> 第一節 <u>算出方式の選択（第二百五十四条）</u> 第二節 <u>内部モデル方式（第二百五十五条―第二百六十二条）</u> 第三節 <u>標準的方式</u> 第一款 <u>標準的方式によるマーケット・リスク相当額（第二百六十三条）</u> 第二款 <u>金利リスク・カテゴリー（第二百六十四条―第二百七十条）</u> 第三款 <u>株式リスク・カテゴリー（第二百七十一条―第二百七十三条）</u> 第四款 <u>外国為替リスク・カテゴリー（第二百七十四条・第二百七十五条）</u> 第五款 <u>コモディティ・リスク・カテゴリー（第二百七十六条）</u>	目次 第一章～第六章（略） 第七章 <u>マーケット・リスク</u> 第一節 <u>算出方式の選択（第二百五十四条）</u> 第二節 <u>内部モデル方式（第二百五十五条―第二百六十二条）</u> 第三節 <u>標準的方式</u> 第一款 <u>標準的方式によるマーケット・リスク相当額（第二百六十三条）</u> 第二款 <u>金利リスク・カテゴリー（第二百六十四条―第二百七十条）</u> 第三款 <u>株式リスク・カテゴリー（第二百七十一条―第二百七十三条）</u> 第四款 <u>外国為替リスク・カテゴリー（第二百七十四条・第二百七十五条）</u> 第五款 <u>コモディティ・リスク・カテゴリー（第二百七十六条）</u>

第六款 オプショナル取引（第二百七十七条―第二百八十五条）

第四節 証券化エクスプोजィヤーに係る特例（第二百八十五条の二―第二百八十五条の五）

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第二百八十五条の六・第二百八十五条の七）

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百八十五条の八―第二百八十五条の十三）

第八章 （略）
附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスプोजィヤーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスプोजィヤー（再証券化エクスプोजィヤーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 日本国政府、我が国の地方公共団体又は第三十八条第一項に

第六款 オプショナル取引（第二百七十七条―第二百八十五条）

第八章 （略）
附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

（新設）

規定する我が国の政府関係機関（以下この号において「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2) 当該国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3) 当該国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報
を定期的に公表していること。

三～十三 （略）

十三の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

十四～二十八 （略）

二十九 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

三十 （略）

三十一 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージ

三～十三 （略）

（新設）

十四～二十八 （略）

二十九 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう（フアースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）。

三十 （略）

三十一 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージ

ヤーをいう。

イ～へ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フ
アシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポート

チ・リ (略)

三十二～六十八 (略)
(削る)

ヤーをいう。

イ～へ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会
向けエクスポート

チ・リ (略)

三十二～六十八 (略)

六十九 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ 市場が機能不全となっている場合（異なる取引に係る複数の証券化目的導管体が、満期を迎えるＡＢＣＰの借換えを行うことができない場合であって、その原因が証券化目的導管体の信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これに類するときをいう。以下同じ。）に限り利用可能であること
。

ロ 市場が機能不全となっている場合における証券化エクスポート
ジヤーの投資家に対する支払のために商工組合中央金庫から支払われる資金は、当該証券化エクスポートジヤーの裏付資産により担保されており、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポートジヤーと同順位以上であること。

六十九 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十二号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ （略）

七十一～七十四 （略）

七十五 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の変動を引き起こすリスクをいう。第七十七号及び第七章において同じ。）をいう。

七十六 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産（第二十九号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第二百八十五条の六及び第二百八十五条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

七十七 包括的リスク デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引

七十一 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十三号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ （略）

七十一～七十五 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

き起こすリスクをいう。

(ワーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 商工組合中央金庫が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、第二条の算式にワーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「ワーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にワーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 特定取引勘定（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第十八条第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。）を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ・ハ （略）

二 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合

(ワーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 商工組合中央金庫が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、第二条の算式にワーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「ワーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にワーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 特定取引勘定（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第十八条第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。）を設けた場合 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ・ハ （略）

二 特定取引勘定を設けていない場合 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ～ハ (略)	イ～ハ (略)
(控除項目)	(控除項目)
第八條 第二條の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。	第八條 第二條の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
一～五 (略)	一～五 (略)
六 第二百三十條 (第八條、第一百七條第一項及び第二百八十五條の五第二項において準用する場合を含む。) に規定する控除項目の額の合計額	六 第二百三十條 (第八條、第一百七條第一項、第二百六十條第一項第一号ホ(2)及び第二百六十七條第二項において準用する場合を含む。) に掲げる額
2 (略)	2 (略)
(信用リスク・アセットの額の合計額)	(信用リスク・アセットの額の合計額)
第十條 (略)	第十條 (略)
2 商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。	2 商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
一 (略)	一 (略)
二 特定取引勘定を設けた場合において第二條の算式に「ネットワーク・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等 (規則第十八條第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。) に係る資産 (証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。) 」	二 特定取引勘定を設けた場合において第二條の算式に「ネットワーク・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等 (規則第十八條第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。) に係る資産

三 (略) 3 (略)	三 (略) 3 (略)
(控除項目) 第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一～四 (略) 五 <u>第二百三十条(第八条、第一百七十七条第一項及び第二百八十五条の五第二項において準用する場合を含む。)</u>に規定する控除項目の額の合計額 2 (略)	(控除項目) 第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一～四 (略) 五 <u>第二百三十条(第八条、第一百七十七条第一項、第二百六十条第一項第一号ホ(2)及び第二百六十七条第二項において準用する場合を含む。)</u>に掲げる額 2 (略)
(国際開発銀行向けエクスポージャー) 第三十七条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イسلام開発銀行、<u>予防接種のための国際金融フアシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー</u>のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。	(国際開発銀行向けエクスポージャー) 第三十七条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イسلام開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。
(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い) <u>第二百二十条</u> 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ	(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い) <u>第二百二十条</u> 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・

イザ（ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ
及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除
く。）について準用する。

（ダブル・デフォルト効果の取扱い）

第百三十六条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、事業法人等向けエクスポーザー（スロツテイング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。）又はその他リテール向けエクスポーザー（事業法人に対する一億円未満のエクスポーザーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十九条から第百二条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百十六条、第三号に該当する場合には第百十八条又は第百二十条の規定に従うものとする。

一・二 （略）

三 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

2～4 （略）

デリバティブについて準用する。

（ダブル・デフォルト効果の取扱い）

第百三十六条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、事業法人等向けエクスポーザー（スロツテイング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。）又はその他リテール向けエクスポーザー（事業法人に対する一億円未満のエクスポーザーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十九条から第百二条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百十六条、第三号に該当する場合には第百十八条又は第百二十条の規定に従うものとする。

一・二 （略）

三 セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ
その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ

2～4 （略）

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百三十二条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウエイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 長格格付の場合のリスク・ウエイトは、次のイ又はロの表に掲げるところによる。

イ オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く。)の場合 (パーセント)	再証券化エクスポージャー の場合 (パーセント)
<u>6-1</u>	二十	四十
<u>6-2</u>	五十	百
<u>6-3</u>	百	二百二十五

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百三十二条 標準的手法においては、証券化エクスポージャーの額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長格格付の場合には第一号の表、短格格付の場合には第二号の表に掲げるリスク・ウエイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 長格格付の場合

イ オリジネーターのとき

信用リスク区分	<u>6-1</u>	<u>6-2</u>	<u>6-3</u>	<u>6-4</u>	<u>6-5</u>
リスク・ウエイト (パーセント)	二十	五十	百	自己資本控除	

ロ イ以外のとき

信用リスク区分	<u>6-1</u>	<u>6-2</u>	<u>6-3</u>	<u>6-4</u>	<u>6-5</u>
リスク・ウエイト (パーセント)	二十	五十	百	三百五十	自己資本 控除

<u>6-4</u>	<u>自己資本控除</u>
<u>6-5</u>	

ロ イ以外のとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー (再証券化エクスポ ージャーを除く。)の 場合 (パーセント)	再証券化エクスポージャー の場合 (パーセント)
<u>6-1</u>	三十	四十
<u>6-2</u>	五十	百
<u>6-3</u>	百	二百二十五
<u>6-4</u>	三百五十	六百五十
<u>6-5</u>	<u>自己資本控除</u>	

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に掲げるところ

<u>2</u>					
----------	--	--	--	--	--

二 短期格付の場合

信用リスク区分	<u>7-1</u>	<u>7-2</u>	<u>7-3</u>	<u>7-4</u>
リスク・ウエイト (パーセント)	三十	五十	百	<u>自己資本控除</u>
<u>2</u>				

による。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー (再証券化エクスポ ージャーを除く。)の 場合 (パーセント)	再証券化エクスポージャ ーの場合 (パーセント)
<u>7-1</u>	二七	四七
<u>7-2</u>	五七	直
<u>7-3</u>	直	二百二十五
<u>7-4</u>	自己資本控除	

2 (略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」
とは次に掲げるものをいう。

一～三 (略)

四 商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して
付与された格付が、商工組合中央金庫による流動性補完、信用補
完その他の事前の資金払込みを伴わない方法による信用供与(第

2 (略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」
とは次に掲げるものをいう。

一～三 (略)

(新設)

六項において「<u>流動性補充等</u>」という。）に基づき付与されたもので<u>はないこと。</u> 4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。 一・二 (略) 三 <u>商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポンダーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。</u> 四 <u>商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポンダーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びバップオアランスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。</u> 五 <u>商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポンダーについて、当該証券化エクスポンダーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。</u> 六 <u>商工組合中央金庫が、第一条第二号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポンダーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつている証券化エクスポンダーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びバップオアランスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。</u> 七 <u>第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。</u> 5 (略)	4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。 一・二 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 5 (略)
---	--

6 商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して商

工組合中央金庫により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7

第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十七条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウエイトの加重平均値を適用することができる。

二 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティーの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。）を

（新設）

6 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場

合は、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウエイトの加重平均値を適用することができる。

二 当該証券化エクスポージャーが最優先部分（証券化エクスポージャーであつて、裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティーの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下同じ。）であること。

いう。以下同じ。）であること。

二 (略)

8 (略)

9 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百三十三条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポートについては、当該証券化エクスポート・ジェーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポート・ジェーの与信相当額とする。

二 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセント

三 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービス・キャッシュ・アトバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポート

二 百パーセント

二 (略)

7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、同項各号に該当する適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百三十三条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポート・ジェーについては、当該証券化エクスポート・ジェーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポート・ジェーの与信相当額とする。

二 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 百パーセント

三 契約期間が一年以下である無格付の適格流動性補完 二十パーセント

三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセント

四 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 零パーセント

五 適格なサービス・キャッシュ・アトバンスの信用供与枠のうち

ち未実行部分 零パーセント

六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポー

二 百パーセント

- 2 商工組合中央金庫は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみの自己資本比率の計算に用いることができる。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十七条 (略)

- 2 第二百三十二条第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。

3～5 (略)

(外部格付準拠方式)

第二百三十九条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセ

- 2 商工組合中央金庫は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみの自己資本比率の計算に用いることができる。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十七条 (略)

- 2 第二百三十二条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

3～5 (略)

(外部格付準拠方式)

第二百三十九条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・

場合 （パーセント）				
8―1	七	十二	二十	三十
8―2	八	十五	二十五	四十
8―3	十	十八	三十五	五十
8―4	十二	二十		六十
8―5	二十	三十五		五十
8―6	三十五	五十	五十	百五十
8―7	六十	七十五	百五十	二百二十五
8―8	五十		二百	三百五十
8―9	二百五十		三百	五百
8―10	四百二十五		五百	六百五十

8―6	三十五	五十
8―7	六十	七十五
8―8	五十	
8―9	二百五十	
8―10	四百二十五	
8―11	六百五十	
8―12	自己資本控除	

(注) Nとは、第二百四十四条第一項又は第三項に定めるエクス
ポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

<u>8—11</u>	六百五十	七百五十
<u>8—12</u>	自己資本控除	

(注) Nとは、第二百四十四条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャーの場合	再証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャー（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合（パーセント）
	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合（パーセント）

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Nが六以上の場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）
<u>7—1</u>	七	十二	二十
<u>7—2</u>	十二	二十	三十五

<u>一</u> <u>ジャー</u> <u>（内部評</u> <u>価方式に</u> <u>よる場合</u> <u>を含む。</u> <u>）である</u> <u>場合</u> <u>（パーセ</u> <u>ント）</u>			<u>（パーセ</u> <u>ント）</u>	
			<u>二</u>	
<u>7-1</u>	<u>七</u>	<u>十二</u>	<u>二十</u>	<u>三十</u>
<u>7-2</u>	<u>十二</u>	<u>二十</u>	<u>三十五</u>	<u>六十五</u>
<u>7-3</u>	<u>六十</u>	<u>七十五</u>	<u>百五十</u>	<u>二百二十五</u>
<u>7-4</u>	<u>自己資本控除</u>			

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポートジャー（第二百三十七条第二項によつて準用する第二百三十二条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）は、当該証券化エクスポートジャーに劣後する証券化エクスポートジャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスポートジャー」

<u>7-3</u>	<u>六十</u>	<u>七十五</u>	<u>七十五</u>
<u>7-4</u>	<u>自己資本控除</u>		

2 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスポートジャーは、当該証券化エクスポートジャーに劣後する証券化エクスポートジャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスポートジャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみな

「一」という。) に対して適格格付機関の付与する格付 (以下この条において「推定格付」という。) を有するものとみなす。 一～三 (略) 3・4 (略)	す。 一～三 (略) 3・4 (略)
(指定関数方式) 第二百四十条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が指定関数方式により証券化エクスポートジャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポートジャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。 一 (略) 二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。 イ $0.0056 \times T$ (<u>当該証券化エクスポートジャーが再証券化エクスポートジャーである場合にあつては、$0.016 \times T$</u>) この式においては、(T) は、第二百四十三条の規定により算出したエクスポートジャーの厚さを表すものとする。以下同じ。 ロ (略) 2～4 (略) (エクスポートジャーの実効的な個数 (N))	(指定関数方式) 第二百四十条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が指定関数方式により証券化エクスポートジャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポートジャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。 一 (略) 二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。 イ $0.0056 \times T$ この式においては、(T) は、第二百四十三条の規定により算出したエクスポートジャーの厚さを表すものとする。以下同じ。 ロ (略) 2～4 (略) (エクスポートジャーの実効的な個数 (N))

第二百四十四条 (略) 2 <u>再証券化エクスポート</u>者について前項の計算を行う場合は、当該<u>再証券化エクスポート</u>者の裏付資産である証券化エクスポート者のEADを用いる。 3 (略)	第二百四十四条 (略) 2 <u>証券化エクスポート</u>者を裏付資産とする証券化エクスポート者について前項の計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エクスポート者のEADを用いる。 3 (略)
(裏付資産の加重平均LGD (<u>LGD</u>)) 第二百四十五条 (略) 2 (略) 3 <u>再証券化エクスポート</u>者については、前二項の規定にかかわらず、<u>LGD</u>を百パーセントとする。 4 (略)	(裏付資産の加重平均LGD (<u>LGD</u>)) 第二百四十五条 (略) 2 (略) 3 <u>証券化エクスポート</u>者を裏付資産とする証券化エクスポート者については、前二項の規定にかかわらず、<u>LGD</u>を百パーセントとする。 4 (略)
(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等) 第二百四十九条 (略) (削る) 2 第二百四十条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポート者について指定関数方式により信用リスク	(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等) 第二百四十九条 (略) 2 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補充について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポート者の与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について二十パーセントの掛目を乗じた額とする。 3 第二百四十条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポート者について指定関数方式により信用リスク

・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポートジャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

(削る)
(削る)
(削る)

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百五十一条 第二百三十三条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポートジャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(ワーケット・リスク相当額の算出)

第二百五十四条 ワーケット・リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク (第二百八十五条の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。)

・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポートジャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 五十パーセント
二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント
三 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十パーセント

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百五十一条 第二百三十三条第一項第五号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポートジャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(ワーケット・リスク相当額の算出)

第二百五十四条 商工組合中央金庫は、ワーケット・リスク相当額の算出に当たっては、第二節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百六十二条に基づき承認が取り消された場合を

に係るワークシート・リスク相当額の合計額をいう。

2 商工組合中央金庫は、ワークシート・リスク相当額の算出に当たっては、次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百六十二条に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

3 商工組合中央金庫は、リスク・カテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を商工組合中央金庫のワークシート・リスク相当額とすることができる。

(承認申請書の提出)

第二百五十六条 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 リスク計測モデル(商工組合中央金庫がワークシート・リスク相当額を計測するために内部で構築されている手法をいう。以下同じ。)の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

除き、これを継続して使用しなければならない。

2 商工組合中央金庫は、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、内部モデル方式及び標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を商工組合中央金庫のワークシート・リスク相当額とすることができる。ただし、個別リスクの算出に内部モデル方式を用いる場合には一般市場リスクについても当該方式を用いることを要する。

(承認申請書の提出)

第二百五十六条 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 リスク計測モデル(商工組合中央金庫が内部モデル方式においてワークシート・リスク相当額を算出するための方法をいう。以下同じ。)の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十七条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 パーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テストイング(第二百六十条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。次条第四項第六号において同じ。)及びストレス・テスト(リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。)を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三〜八 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

二 バリュエー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間(ポジジョンを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。)は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によつて算出したバリュエー・アット・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもつて、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十七条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 パーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テストイング(第二百五十九条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。第二百六十条第一項第一号において同じ。)及びストレス・テスト(リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。)を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三〜八 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

二 バリュエー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間(バリュエー・アット・リスクを算出する際に、ポジジョンを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。)は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によつて算出したバリュエー・アット・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\frac{\text{VAR}(t) \times \sqrt{10}}{\sqrt{t}}$$

VAR(t)は、保有期間をt営業日として算出したバリュエーション・リスク

ト・リスク (ただし、tが十を下回る場合に限る。)

二 (略)

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。

四 ヒストリカル・データが三月に一回以上更新されていること。

ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 (略)

(新設)

六・七 (略)

(新設)

二 (略)

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュエーション・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四 ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。

ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 (略)

六 前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライセンズ・ファクター (金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。)を用いていること。ただし、プライセンズ・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

七・八 (略)

九 ストレス・バリュエーション・リスク (適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを商工組合中央金庫が現に保有するポートフォリオに適用

して算出したバリュエー・アット・リスクをいう。以下同じ。）を算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

士 (略)

(割る)

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百五十八条 内部モデル方式を用いて算出するマーケット・リス

ク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 算出基準日のバリュエー・アット・リスク

二 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュエー・アット・リスクの平均に次条に定める乗数を乗じて得た額

(乗数)

(割る)

第二百五十九条 内部モデル方式における乗数は、次の表の左欄に掲

げる超過回数 (内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益 (実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。) のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した日ごとのバリュエー・アット・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。) に応じ、同表の右欄に定める値とする。

<u>超 過 回 数</u>	<u>乗 数</u>
----------------	------------

零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

2 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3 商工組合中央金庫が内部モデル方式を用いている場合に、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を分析した書類を添付して経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

(個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認)

(個別リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

の基準)

第二百五十八条 商工組合中央金庫は、一般市場リスクの算出について内部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部モデル方式を用いることができる。

2 商工組合中央金庫は、債券等（第二百六十四条に規定する「債券等」をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えないなければならない。この場合において、商工組合中央金庫は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

3 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第二百五十五条の承認をしようとするときは、前条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほかに、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかを審査するとともに、前項に基づいて追加的リスクを内部モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために商工組合中央金庫が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はボジ

第二百六十条 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、一般市場リスクに加えて個別リスクの算出についても第二百五十五条の承認をしようとするときは、第二百五十七条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために商工組合中央金庫が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はボジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によってこれを補完することが十分に保守的であることを商工組合中央金庫が示すことができるときは、同項の規定にかかわらず、リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によつて補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に当たるものとする。

一 リスク計測モデルが次に掲げる条件を満たすこと。

イ ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

ロ リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

ハ 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

ニ 同一の主体に関するボジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないボジションの有するリスクを把握していること。

シヨシ若しくはポートフォリオの実際のボラテイルテイルを反映していない場合であつて、代理変数によつてこれを補完することが十分に保守的であることを銀行が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によつて補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に当たるものとする。

4 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

三 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

四 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号において「ベース・リスク」という。）を把握していること。

五 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。

六 バック・テストインゲの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジ

シ ヨ シ 若 し く は ポ ー ト フ ォ リ オ の 実 際 の ボ ラ テ イ ル テ イ ル を 反 映 し て い な い 場 合 に あ つ て 、 代 理 変 数 に よ つ て こ れ を 補 完 す る こ と が 十 分 に 保 守 的 で あ る こ と を 銀 行 が 示 す こ と が で き る と き は 、 前 条 第 三 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 個 別 リ ス ク 計 測 モ デ ル の 使 用 を 認 め る こ と が で き る 。 こ の 場 合 に お い て 、 ヒ ス ト リ カ ル ・ デ ー タ を 代 理 変 数 に よ つ て 補 完 す る こ と に よ る 影 響 は 、 同 条 第 二 項 第 四 号 ハ に 規 定 す る 影 響 に 当 た る も の と す る 。

4 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

三 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

四 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号において「ベース・リスク」という。）を把握していること。

五 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。

六 バック・テストインゲの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジ

シ ヨ シ 若 し く は ポ ー ト フ ォ リ オ の 実 際 の ボ ラ テ イ ル テ イ ル を 反 映 し て い な い 場 合 に あ つ て 、 代 理 変 数 に よ つ て こ れ を 補 完 す る こ と が 十 分 に 保 守 的 で あ る こ と を 銀 行 が 示 す こ と が で き る と き は 、 前 条 第 三 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 個 別 リ ス ク 計 測 モ デ ル の 使 用 を 認 め る こ と が で き る 。 こ の 場 合 に お い て 、 ヒ ス ト リ カ ル ・ デ ー タ を 代 理 変 数 に よ つ て 補 完 す る こ と に よ る 影 響 は 、 同 条 第 二 項 第 四 号 ハ に 規 定 す る 影 響 に 当 た る も の と す る 。

シヨソから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

5 追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一 計測対象ポジシヨソの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプシヨソ性に関する特性に応じて調整のうえ、第五章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、商工組合中央金庫の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

二 追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズソ（保有するポジシヨソの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジシヨソを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。）をいう。第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合はこの限りでない。

三 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。

四 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。

五 集中リスクを把握していること。

六 同一の金融商品に係るシヨソ・ポジシヨソとロング・ポジシヨソの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと

資本に与える影響を、ストレス・テスト等の適切な手法により把握していること。

2 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、リスク計測モデルが

デフォルト・リスクを十分に把握していないこと以外の点において前項の要件を満たす場合であつて、商工組合中央金庫が、次の各号のいずれかの額を第二百五十八条に規定する額に加えた額をワークット・リスク相当額とするときは、同項の規定にかかわらず、個別リスクの算出について第二百五十五条の承認をすることができる。

一 商工組合中央金庫がリスク計測モデルによる算出以外の方法によりデフォルト・リスクのために必要な自己資本額に相当するものとして算出し、その算出の合理性を説明することができた額。ただし、前項第一号ホただし書の要件を満たすことを要する。

二 商工組合中央金庫が信用リスク・アセットの額の算出に用いる手法と同一の手法によつて算出した信用リスク・アセットの額を十二・五で除して得た額

3 前項の場合において、リスク計測モデルの計測対象にデフォルト・リスクに該当するものが含まれている場合、商工組合中央金庫は、第二百五十八条各号に規定するバリュエー・アット・リスクの額からデフォルト・リスクに相当する額を控除することができる。

4 第一項第一号ホ(2)（第二項第一号ただし書において準用する場合を含む。）に定める要件は、商工組合中央金庫が次に掲げる事項を立証した場合には適用されない。

一 商工組合中央金庫が、第一項第一号ホ(2)に掲げる証券化エク

。

七 主要なベータ・リスクを把握していること。

八 債券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。

九 ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ 追加的リスク計測モデルにおいて、ベータ・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。

ロ 商工組合中央金庫が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ 商工組合中央金庫がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十 債券等の非線形リスクを把握していること。

(内部モデル方式によるベータ・リスク相当額)

第二百五十九条 内部モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係るベータ・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュー・アット・リスクは一営業日に一

スポージャー（クレジット・デリバティブを主要な構成要素とする合成型証券化取引においてはクレジット・デリバティブ）の流動性が高く取引の活発な市場における反復継続的な参加者であること。

二 前号に定める市場に、互いに独立した者が真に取引を成立させる意図をもって提示する売却及び購入の価格が常に存在し、次のイ又はロとの関連性が合理的に認められる価格による約定が一日以内になされ、かつ、当該価格で取引履行に従い短時間で決済出来ること。

イ 直近の約定価格

ロ 価格競争的な市場において真に取引を成立させる意図をもって提示された売却又は購入の価格

三 十分な市場データを商工組合中央金庫が保有し、第一項第一号ホ(1)に規定する要件を満たしたうえで、当該証券化エクスポージャーのデフォルト・リスクを、階層化によるリスクの特性も含めて、内部的な手法により計測していること。

(新設)

回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュエー・アット・リスクは、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

二 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日のバリュエー・アット・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュエー・アット・リスクの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額

三 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日のストレス・バリュエー・アット・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュエー・アット・リスクの平均値に前号ロの乗数を乗じて得た額

2 内部モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係るワーケット

・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。ただし、追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の追加的リスクの額

二 算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

(乗数)

第二百六十条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数（内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリ

(新設)

スク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び第二百八十五条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した目ごとのバリュエーション・アット・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の右欄に定める値とする。

超 過 回 数	乗 数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

2 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3 内部モデル方式を用いている場合の商工組合中央金庫は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を分析した書類を添付して経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

(変更に係る届出)

第二百六十一条 内部モデル方式の使用について承認を受けた商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百五十七条及び第二百五十八条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百六十二条 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百五十五条の承認を取り消すことができる。

一 第二百六十条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてワーク・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

(変更に係る届出)

第二百六十一条 商工組合中央金庫が内部モデル方式の使用について承認を受けた場合に、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百五十七条及び前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百六十二条 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百五十五条の承認を取り消すことができる。

一 第二百五十九条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてワーク・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 商工組合中央金庫が<u>第二百六十条第三項</u>に定める届出を怠った場合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。	二 商工組合中央金庫が<u>第二百五十九条第三項</u>に定める届出を怠った場合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。
(クレジット・デリバティブのポジションの相殺) 第二百六十六条 (略) (割る)	(クレジット・デリバティブのポジションの相殺等) 第二百六十六条 (略) 2 <u>商工組合中央金庫がファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ、セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ又はその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブを保有する場合には、第百十六条から第百二十条までの規定を準用する。</u>この場合において、「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「<u>商工組合中央金庫</u>」と、「<u>信用リスク削減</u>」とあるのは「<u>ヘッジ</u>」と、「<u>エクスポージャー</u>」とあるのは「<u>ポジション</u>」と、「<u>信用リスク・アセット</u>」とあるのは「<u>個別リスク</u>」と、「<u>与信相当額</u>」とあるのは「<u>ポジションの額</u>」と、「<u>千二百五十パーセント</u>」とあるのは「<u>百パーセント</u>」と読み替えるものとする。<u>ただし、第百十七条第一項の「エクスポージャー」については読み替えを行わない。</u>
(金利リスク・カテゴリーの個別リスク) 第二百六十七条 (略) (割る)	(金利リスク・カテゴリーの個別リスク) 第二百六十七条 (略) 2 <u>証券化エクスポージャーの個別リスクについては、前項並びに前</u>

章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、同章第一節及び第二節第一款に定めるリスク・ウェイトを十二・五で除して得た値を同項のリスク・ウェイトとする。ただし、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が6―3、7―3又は8―8以上である格付を付している証券化エクスポージャーについては、同項の優良債の規定を用いるものとする。

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百七十二条 第二百六十三条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等のすべてのロング・ポジションの額及びすべてのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセント（ポートフォリオの流動性が高く、かつ、分散されている場合は四パーセント）を乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百七十二条 第二百六十三条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2・3 (略)

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例

(標準的手法を採用している商工組合中央金庫における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十五条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法を採用している商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する

信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウエイトを第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

二 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く。)の 場合 (パーセント)	再証券化エクスポージャーの場合 (パーセント)
<u>6-1</u>	<u>一・六</u>	<u>三・二</u>
<u>6-2</u>	<u>四</u>	<u>八</u>
<u>6-3</u>	<u>八</u>	<u>十八</u>
<u>6-4</u>	<u>二十八</u>	<u>五十二</u>
<u>6-5</u>	<u>自己資本控除</u>	

三 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く。)の 場合 (パーセント)	再証券化エクスポージャー の場合 (パーセント)
<u>7-1</u>	<u>一・六</u>	<u>三・二</u>
<u>7-2</u>	<u>四</u>	<u>八</u>
<u>7-3</u>	<u>八</u>	<u>十八</u>
<u>7-4</u>	自己資本控除	

(内部格付手法を採用している商工組合中央金庫における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十五条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法を採用している商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応す

(新設)

る信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウエイトを第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づき証券化エクスపోジヤーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

二 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスపోジヤー (再証券化エクスపోジヤーを除く。) の場合	再証券化エクスపోジヤーの場合	当該再証券化エクスపోジヤーが最優先証券化エクスపోジヤーでない場合
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスపోジヤーが最優先証券化エクスపోジヤー(内部評価方式に	Nが六未満の場合 (パーセント)	当該再証券化エクスపోジヤーが最優先証券化エクスపోジヤーでない場合 (パーセント)
		当該再証券化エクスపోジヤーが最優先証券化エクスపోジヤー(内部評価方式による場合を含む。) である場合 (パーセント)	

	よる場合 を含む。 である 場合 (パーセ ント)				
8—1	$\frac{0 \cdot 56}{0 \cdot 96}$	$\frac{1 \cdot 60}{2 \cdot 40}$			
8—2	$\frac{0 \cdot 64}{1 \cdot 20}$	$\frac{2 \cdot 00}{3 \cdot 20}$			
8—3	$\frac{0 \cdot 80}{1 \cdot 44}$	$\frac{2 \cdot 80}{4 \cdot 00}$			
8—4	$\frac{0 \cdot 96}{1 \cdot 60}$	$\frac{3 \cdot 80}{5 \cdot 20}$			
8—5	$\frac{1 \cdot 60}{3 \cdot 80}$	$\frac{4 \cdot 80}{8 \cdot 00}$			
8—6	$\frac{2 \cdot 80}{4 \cdot 00}$	$\frac{8 \cdot 00}{12 \cdot 00}$			
8—7	$\frac{4 \cdot 80}{6 \cdot 00}$	$\frac{12 \cdot 00}{18 \cdot 00}$			
8—8	$\frac{8 \cdot 00}{16 \cdot 00}$	$\frac{16 \cdot 00}{28 \cdot 00}$			

8―9	二十・〇〇	二十四・〇〇	四十・〇〇
8―10	三十四・〇〇	四十・〇〇	五十二・〇〇
8―11	五十二・〇〇	六十・〇〇	六十八・〇〇
8―12	自己資本控除		

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に掲げるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポートジャー（再証券化エクスポートジャーを除く。）の場合		
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポートジャーが最優先証券化	Nが六以上の場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）
		当該再証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャー（内部評価方式による場合を含む。）である	当該再証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャーでない場合（パーセント）

	エクスポ ージャー （内部評 価方式に よる場合 を含む。 ）である 場合 （パーセ ント）		る場合 （パーセント ）	
7-1	〇・五六	〇・九六	一・六〇	二・四〇
7-2	〇・九六	一・六〇	三・二〇	五・二〇
7-3	四・八〇	六・〇〇	十二・〇〇	十八・〇〇
7-4	自己資本控除			

（無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等）

第二百八十五条の四 第二百三十二条第二項から第六項までの規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用す

（新設）

る。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百八十五条の二及び第二百八十五条の三」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百八十五条の四第一項の規定により読み替えられた前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百八十五条の四第一項の規定により読み替えられた第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた第二百三十二条第二項の規定にかかわらず、当該証券化エクスポージャーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合は、第二百四十条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を無格付の証券化エクスポージャー（前項の規定により読み替えられた第二百三十二条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）の個別リスクの額とすることができる。

3 第一項の規定により読み替えられた第二百三十二条第二項及び前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該

階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レジオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

4 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。

（自己資本控除とされた証券化エクスポージャーの取扱い）

第二百八十五条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、第二百三十条（第一項第二号を除く。）の規定を準用する。

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク）

(新設)

(新設)

第二百八十五条の六 第一節から前節までの規定にかかわらず、フア

(新設)

ースト・トウ・デフオルト型クレジット・デリバティブに係る個別
リスクの額は、第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に
基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジジョンの額における次
の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

ニ 当該フアースト・トウ・デフオルト型クレジット・デリバティ
ブに係る参照資産の個別リスクの額の合計額

三 当該フアースト・トウ・デフオルト型クレジット・デリバティ
ブに係る契約において発生し得る最大の損失額

2 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(フアースト・トウ・

デフオルト型クレジット・デリバティブ及びコリレーション・トレ
ーディングに係るものを除く。以下この項において同じ。)に係る
個別リスクの額は、第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要
領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジジョンの額におけ
る次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

ニ 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資
産の個別リスクの額の合計額

ロ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資
産のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減
じた数に等しい個数の参照資産の個別リスクの額を、小さいも
のから順に合計した額

三 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約にお

いて発生し得る最大の損失額

3 前二項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型レジット・デリバティブズ（コリレーション・トレーディングに係るものを除く。）が格付を有する場合にあつては、その個別リスクの額の算出については、第二百八十五條の二又は第二百八十五條の三の規定を準用する。この場合において、「証券化エクスポージャー」とあるのは、「特定順位参照型レジット・デリバティブズ（コリレーション・トレーディングに係るものを除く。）」と読み替えるものとする。

（特定順位参照型レジット・デリバティブズのボジションの相殺）

第二百八十五條の七 ファースト・トウ・デフォルト型レジット・デリバティブを保有する商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減することができる。

一 当該ファースト・トウ・デフォルト型レジット・デリバティブに係る参照資産のうち一の資産を保有している場合 当該の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トウ・デフォルト型レジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分の額（当該額が当該ファースト・トウ・デフォルト型レジット・デリバティブの個別リスクの額より小さい場合は、当該ファースト・トウ・デフォルト型レジット・デリバティブの個別リスクの額とする。次号において同じ。）とを、これらの額の

（新設）

うちいずれか小さい額を限度として個別リスクを相殺する方法

ニ 当該フアースト・トウ・デフオルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産のうち複数の資産を保有している場合 当該複数の資産のうち一の資産の個別リスクの額と当該フアースト・トウ・デフオルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスクを相殺する方法

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例

(新設)

(コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)

第二百八十五条の人 商工組合中央金庫は、コリレーション・トレー

(新設)

ディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によって算出される個別リスクの額又は第二百八十五条の十から第二百八十五条の十三までに定める内部モデル方式によって算出される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百八十五条の十三の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

(修正標準方式による個別リスクの額)

第二百八十五条の九 修正標準方式を用いて算出するコリレーション

(新設)

・トレーデインズの個別リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちのいずれか大きい額とする。

二 第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジジョンについて、第一節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

三 第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジジョンについて、第一節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

(内部モデル方式の承認)

第二百八十五条の上 商工組合中央金庫は、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けた場合には、前条の規定に基づいて算出されるコリレーション・トレーデインズの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーデインズの包括的リスクの額を用いることができる。

2 前項の承認を受けようとする商工組合中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

3 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

二 理由書

(新設)

二	<u>前項第二号に規定する責任者の履歴書</u>
三	<u>包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類</u>
四	<u>その他参考となるべき事項を記載した書類</u>
4	<u>経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</u>
二	<u>包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測すること。</u>
イ	<u>デフォルト・リスク</u>
ロ	<u>格付遷移リスク</u>
ハ	<u>複合的なデフォルトに係るリスク</u>
ニ	<u>クレジット・スプレッドに係るリスク</u>
ホ	<u>インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク</u>
ヘ	<u>ベータス・リスク</u>
ト	<u>回収率の変動に係るリスク</u>
チ	<u>ヘッジのリバランスに係るリスク</u>
二	<u>主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。</u>
三	<u>包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。</u>

四 内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六 前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに(当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに) 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。

(内部モデル方式による包括的リスクの額)

第二百八十五条の十一 内部モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の包括的リスクの額

二 算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値

三 第二百八十五条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額

(変更に係る届出)

第二百八十五条の十二 内部モデル方式の使用について承認を受けた商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞

(新設)

(新設)

なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。 二 承認申請書の記載事項に変更がある場合 三 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合 三 第二百八十五条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合 2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。 (承認の取消し) 第二百八十五条の十三 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、商工組合中央金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第二百八十五条の十第一項の承認を取り消すことができる。	(新設)
---	-------------